



熊本県公報

第 1 2 6 6 7 号

平成 29 年 10 月 24 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

公 告

- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 1
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届について…………… (商工振興金融課) 2
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 3
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 3

登 載 依 頼

- 第 2 8 回くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会の開催…………… (くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会) 4
- 平成 2 9 年度熊本県警察放置駐車違反管理システム用サーバ及び関連機器の賃貸借に係る一般競争入札による落札者等の決定…………… (警察本部交通指導課) 4
- 平成 2 9 年度第 2 回熊本県いじめ防止対策審議会の開催…………… (いじめ防止対策審議会) 5
- 平成 2 9 年度第 2 回熊本県産業教育審議会の開催…………… (産業教育審議会) 5

公 告

熊本県公告第 6 1 4 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上田 清史	荒尾市川登	荒尾市川登字唄原 1 4 2 2 番ほか 1 3 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字日渡 1 2 番 7 ほか 3 筆〕
上田 清史	荒尾市川登	荒尾市川登字日渡 1 5 6 7 番ほか 1 0 5 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字日渡 1 2 番 5 ほか 3 0 筆〕
寺本 一教	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 4 1 番ほか 3 7 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 1 番 5 ほか 9 筆〕
寺本 一教	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 2 3 番 1 ほか 1 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 4 番 8〕
川上 涼	荒尾市川登	荒尾市川登字大坪 7 0 6 番ほか 5 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字大坪 9 番 1 ほか 2 筆〕
川上 涼	荒尾市川登	荒尾市川登字大坪 6 9 1 番 1 ほか 2 7 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字大坪 1 0 番 6 ほか 9 筆〕
百田 則子	荒尾市菰屋	荒尾市川登字唄原 1 3 9 6 番 1 ほか 9 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字新谷 5 番 7 ほか 3 筆〕
百田 則子	荒尾市菰屋	荒尾市川登字大坪 7 0 8 番ほか 1 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字上中楽 8 番 4〕

村上 浩昭	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 7 9 番ほか 7 筆 一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 0 番 9 ほか 6 筆
梶原 眞由美	荒尾市川登	荒尾市川登字下中楽 1 3 6 5 番ほか 1 7 筆 一時利用地 荒尾市川登字唄原 7 番 6 ほか 1 筆
北村 芳敬	荒尾市菰屋	荒尾市川登字丹蔵 6 5 7 番ほか 3 筆 一時利用地 荒尾市川登字日渡 1 4 番 6
高塚 和哉	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 2 8 番 1 ほか 3 筆 一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 0 番 1 0 の 2 ほか 1 筆
堀澤 一眞	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 2 5 番 1 ほか 1 筆 一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 0 番 1 1
西田 道子	荒尾市万田	荒尾市川登字後田 6 1 5 番 1 一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 1 4 番 7
前川 孝一	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 4 6 番 一時利用地 荒尾市川登字丹蔵 9 番 6
村上 元一	荒尾市川登	荒尾市川登字新谷 1 2 7 0 番 1 一時利用地 荒尾市川登字新谷 4 番 7
山田 萬枝	荒尾市川登	荒尾市川登字池浦 1 3 0 7 番 一時利用地 荒尾市川登字池浦 4 番 1
森川 保雄	荒尾市川登	荒尾市川登字下中楽 1 3 3 3 番 1 ほか 7 筆 一時利用地 荒尾市川登字日渡 1 4 番 1 ほか 1 筆
森川 大成	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵 6 4 3 番 一時利用地 荒尾市川登字唄原 8 番 6
森川 大成	荒尾市川登	荒尾市川登字下中楽 1 3 3 8 番ほか 1 1 筆 一時利用地 荒尾市川登字唄原 8 番 7

2 認可年月日
平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日

熊本県公告第 6 1 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下屋敷 5 0 6 番 1、同 5 1 2 番 1 の一部及び里道の一部
1, 9 2 6. 5 8 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区高平二丁目 1 4 番 5 3 号
株式会社川崎ハウジング九州

熊本県公告第 6 1 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル新八代駅前店

八代市上日置町 4 4 2 2 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司	福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 3 0 年 8 月 1 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3, 8 7 0 平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場 No. 1 建物南西側及び北西側 1 0 2 台

駐車場 No. 2 建物敷地南西側 7 4 台

合計 1 7 6 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物南西側 6 0 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 No. 1 建物南東側 1 2 0 平方メートル

荷さばき施設 No. 2 建物南東側 5 0 平方メートル

合計 1 7 0 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設 No. 1 建物内南東側 2 6 立方メートル

廃棄物等保管施設 No. 2 建物内南東側 1 6 立方メートル

合計 4 2 立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

2 4 時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

2 4 時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場 No. 1 建物敷地南東側及び南西側 3 箇所

駐車場 No. 2 北東側及び南西側 4 箇所

合計 7 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

2 4 時間

7 届出年月日

平成 2 9 年 1 0 月 4 日

8 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課

平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日から平成 3 0 年 2 月 2 4 日まで

熊本県公告第 6 1 7 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 4 2 4 号	混合有機質肥料	M B 有機肥料	窒素全量 : 2 . 5 りん酸全量 : 3 . 5 加里全量 : 2 . 5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	西日本殖産有限会社 熊本県八代市松崎町 1 5 9 番地 1	平成 3 5 年 1 0 月 8 日

熊本県公告第 6 1 8 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日から同年 1 1 月 6 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 10 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
村上 弘樹	熊本市西区河内町河内	宇土市赤瀬町字高松 1 0 5 3 番
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟 1 5 5 番ほか 1 5 筆
葭本 彰	八代市三江湖町	八代市三江湖町字添築中割 2 6 4 番ほか 2 筆

2 申請年月日

平成 29 年 10 月 1 1 日

登 載 依 頼**くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会公告第 8 1 号**

第 2 8 回くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会を次のとおり開催する。

平成 29 年 10 月 24 日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開催日時

平成 29 年 1 1 月 2 日 (木)

午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

熊本県庁行政棟新館 2 階 2 0 1 会議室

3 議題

(1) 会長・副会長選出

(2) 「熊本県やさしいまちづくり推進指針」の策定及び県のやさしいまちづくりの取組みについて

(3) 各団体のやさしいまちづくりの取組みについて

(4) その他

4 傍聴者の定員

8 人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会事務局

(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課社会参加支援班)

(電話 0 9 6 - 3 8 3 - 1 1 1 1 内線 7 1 4 7)

熊本県警察本部公告第 9 6 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。)第 1 2 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成 7 年熊本県規則第 5 1 号)第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 24 日

熊本県警察本部長 村 田 達 哉

1 落札に係る物品等の名称及び数量

平成 29 年度熊本県警察放置駐車違反管理システム用サーバ及び関連機器 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

熊本県警察本部交通部交通指導課

3 落札者を決定した日

平成 29 年 9 月 7 日

4 落札者の氏名及び住所

熊本市中央区水道町 8 番 6 号

NEC キャピタルソリューション株式会社熊本営業所

5 落札金額(月額)

1, 0 5 8, 4 0 0 円(うち消費税及び地方消費税の額 7 8, 4 0 0 円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成29年7月25日

熊本県いじめ防止対策審議会公告第2号

平成29年度第2回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。
平成29年10月24日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 岩永 靖

- 1 開催日時
平成29年10月30日（月）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
ホテル熊本テルサ2階「ひばり」
- 3 議題
「熊本県いじめ調査委員会調査報告書を受けた県教育委員会の対応について」
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他
今回の審議会では、「3 議題」が「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班
(電話096-333-2720)

熊本県産業教育審議会公告第2号

平成29年度第2回熊本県産業教育審議会を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続きは次のとおりです。
平成29年10月24日

熊本県産業教育審議会

- 1 開催日時
平成29年10月31日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
水前寺共済会館グレースシア1階「芙蓉の間」
- 3 議題
(1) 開会
(2) 議事
ア 会議の公開の決定について
イ 審議
(3) 閉会
- 4 傍聴人の定数
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超えた場合は、抽選を行う。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県産業教育審議会事務局（熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係）
電話番号096-333-2717